

平成 22年 5月 6日  
(2010年)

業者各位

建設総務課長

### コリNZ登録の変更について

平成 21年 8月 18日に新しいコリNZ登録システムがリリースされたことに伴い、従来の【簡易版-500万円以上 2,500万円未満の工事】と【詳細版-2,500万円以上の工事】における登録機能が同じになりました。

つきましては、500万円以上 2,500万円未満の工事についても、受注時だけでなく、変更時・完成時にも登録することを義務づけるものとします。

下記に設計図書の一部である「施工に際しての注意事項」を一部抜粋するので、十分に内容を確認願います。

**適用：平成 22年 6月 1日以降公告の工事に適用する。**

～施工に際しての注意事項～ 一部抜粋

#### 5. 工事カルテの作成・登録

※平成 21年 8月 18日に新しいコリNZ登録システムがリリースされたことに伴い、従来の【簡易版】と【詳細版】における登録機能が同じになりました。よって、500万円以上 2,500万円未満の工事についても、受注時だけでなく、変更時・完成時・訂正時にも登録を義務づけるものとします。

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500万円以上の工事の場合、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注時・変更時・完成時・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、「登録のための確認のお願い」により監督員の確認を受け、機関印または担当者の署名・捺印と担当課のメールアドレスを記入後、受注時は土曜日・日曜日・祝日等を除き契約後 10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から土曜日・日曜日・祝日等を除き 10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日・日曜日・祝日等を除き 10日以内に、訂正時は適宜（財）日本建設情報総合センターに登録し、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、直ちに本市監督員に提出すること。